

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年8月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200036号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200040号

第1 結論

請求者のA社における平成31年3月25日の標準賞与額を12万3,000円から15万円に訂正することが必要である。

平成31年3月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年3月25日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和56年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成31年3月25日

請求期間の賞与について、A社から実際に支払われた賞与支払額より少ない金額が記録されている。請求期間に支払われた賞与が年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表、請求者から提出された令和元年分給与所得の源泉徴収票及び課税庁から提出された平成31年分給与支払報告書によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額(12万3,000円)を超える15万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成31年3月25日の賞与支払額を誤って届出したとして、厚生年金保険被保険者賞与支払届(訂正届)を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚

生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200011 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200039 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月

私は、A 社において期間の定めのある契約で勤務していた。

請求期間の賞与について、当初、賞与が支給されることは契約内容にはなかったが、皆の頑張りに対して支給されたことを思い出したので、調査の上、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から請求者に係る賃金台帳が提出されているところ、当該賃金台帳には請求期間の賞与に係る記載は確認できない上、当該賃金台帳における平成 23 年の課税支給額及び社会保険料額は、課税庁から提出された平成 24 年度給与収入（給与支払報告書）等内訳の同社における給与収入額及び社会保険料と一致していることが確認できる。

また、A 社から提出された、同社及び請求者の記名押印のある平成 23 年 8 月 22 日付けパートタイマー雇用契約書（兼雇用条件通知書）において、賞与は「支給しない」と記載されていることが確認できる。

さらに、B 健康保険組合は、請求者の賞与に係る記録は確認できない旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間に係る賞与明細書等の資料を所持していない上、給与振込口座があったとする金融機関は、請求期間に係る取引履歴は、調査可能期間を超えているため回答不能である旨回答しており、請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。